

2020年1月24日

農林水産省御中

有機農産物の日本農林規格等の一部改正案についての意見書

生活協同組合パルシステム東京
理事長 松野玲子

私たちパルシステム東京は、「『食べもの』『地球環境』『人』を大切にしたい『社会』をつくりたい」を理念に掲げ、約49万人の組合員を擁する生活協同組合です。

改正案で有機農産物等に禁止されている「組換えDNA技術」を「遺伝子操作・組換え技術」と変更されたことは、次々と開発される遺伝子操作作物が有機農業から排除されるということで、有機農業への信頼を保つものとして歓迎します。改正案に関して、以下の通り意見を述べます。

記

(1)有機農産物に遺伝子操作作物の使用を禁止する改正案に賛成します

遺伝子操作技術は新しい技術が次々と開発されていますので、今回の使用制限対象をゲノム編集技術のみならず遺伝子操作技術とされたことは、生産者と消費者の不安に応えるもので、歓迎致します。これからも有機農業への信頼と支持に応え、有機農業の振興をお願いします。

(2)遺伝子操作技術の定義をより簡潔明瞭としてください

改正案の遺伝子操作作物の定義は、やや専門的で難解なところがあり、曲解による脱法的使用や誤解による誤使用につながるおそれがあると考えます。より簡潔明瞭に「遺伝子工学的的方法による遺伝子操作技術(遺伝子組み換え、ゲノム編集等を含む。従来から規制していない接合・形質導入・交雑等の既存技術を除く)」といった定義を提案します。

(3)遺伝子操作作物の後代の品種の使用禁止を明確にしてください

遺伝子組み換え作物では交配による後代の品種は作られていないようですが、ゲノム編集作物では後代品種が作られる可能性が大きいと考えます。後代品種も当然禁止されるものと理解していますが、そのことを明確に規定するか、運用において徹底されることを要望します。

以上